

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年8月17日 06時00分ごろ
発生場所	愛知県南知多町野島南西方沖 尾張野島灯台から真方位227° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 38.2′ 東経136° 58.9′ ）
事故の概要	遊漁船第十五すずえい丸は、南進中、また、漁船 ^{かいじん} 海神丸は、船首を南方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 海神丸は、船長及び乗組員1人が負傷し、右舷船尾部外板に亀裂等を生じ、また、第十五すずえい丸は、左舷船首部に破口等を生じた。
事故調査の経過	令和5年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第十五すずえい丸、12トン AC2-3421（漁船登録番号）、個人所有 11.96m（Lr）×4.20m×1.21m、FRP ディーゼル機関、636.20kW、昭和61年10月24日 第243-16835号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）



写真1 A船の外観

	B 漁船 海神丸、4.2トン AC3-38739（漁船登録番号）、株式会社海神丸 10.62m（Lr）×2.80m×0.73m、軽合金 ディーゼル機関、421.00kW、平成19年11月1日 （写真2 参照）  写真2 B船の外観
乗組員等に関する情報	A 船長A 86歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月7日 免許証交付日 令和元年10月30日 （令和6年12月16日まで有効） B 船長B 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年3月14日 免許証交付日 令和元年10月30日 （令和7年3月13日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び乗組員1人）
損傷	A 左舷船首部に破口及び擦過傷（写真3参照）



写真3 A船損傷箇所

B 右舷船尾部外板に亀裂及び擦過傷（写真4参照）、右舷操舵室ドア枠等に曲損



写真4 B船損傷箇所

気象・海象

気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2～3、視界 良好
海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
日出時刻：05時14分ごろ

事故の経過

A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、釣り客2人を乗せ、令和5年8月17日05時45分ごろ南知多町師崎^{もろざき}港を出航し、同港南方沖の釣り場に向かった。

船長Aは、0.75Mレンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室左舷側にある操縦席に座って、約12ノットの対地速力で手動操舵により南進中、A船の前路にB船を視認した。

船長Aは、B船までまだ距離があると思い、南進を続けていたところ、操縦席の足下にあった釣り用具などが気になったので、右手は舵輪に、左手は操縦レバーに置いた体勢から視線を足下に向けて、操縦レバーから離れた左手や左足で片付けた後、ふと顔を上げた際、B船

の至近に接近していることを認めた。(写真5、6参照)



写真5 視線を足下に向けた状況

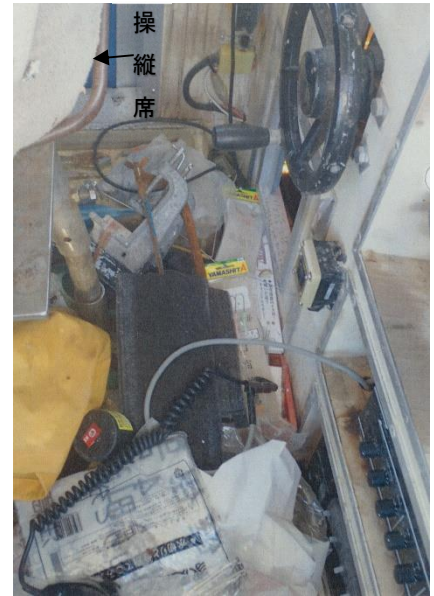


写真6 操縦席の足下の状況

船長Aは、衝突の危険を感じ、急いで機関を後進に入れて舵輪を右に回したが間に合わず、06時00分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。

船長Aは、操舵室後部の休憩室にいた甲板員及び釣り客の安全と自船の損傷状況を確認し、自力航行で師崎港に帰航した。

B船は、船長Bほか2人（以下、それぞれ「乗組員B₁」、「乗組員B₂」という。）が乗り組み、たいらぎ漁の目的で、05時00分ごろ師崎港を出航し、同港南方沖の漁場に向かった。

船長Bは、漁に先立ち、たいらぎを入れるいけすに張る濁りのない海水を探しながら操船中、05時50分ごろ、急な振動を感じ、B船のウォータージェット推進機が浮流物を吸い込んだことを知った。

船長Bは、周囲に他船がないことを確認して機関を停止し、操舵室上部に設置された黄色回転灯を表示し、船首を南方に向けて漂泊を開始した。

船長Bは、乗組員B₁に船尾部船底で浮流物を取り除く潜水作業を、乗組員B₂に船首甲板上でいけすに張る海水をくみ取る作業を指示し、自身も乗組員B₂と共に作業を行うこととした。

船長Bは、衝突の2～3分前、南進するA船を視認したが、南進する他船はB船の東側を通過しており、A船もB船の東側を通過する針路に見えたので作業を継続していたところ、大きな衝撃を受けた。

船長Bは、周囲を見たところ、停船しているA船を認め、B船とA船とが衝突したことに気付いた。

船長Bは、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、同漁業協同組合職員は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

	船長Bは、乗組員の安全と機関室への浸水の有無を確認した後、自力航行で師崎港に帰航した。 船長B及び乗組員B₂は、身体に痛みがあったので、師崎港に帰航後、医療機関を受診したところ、船長Bが頸部挫傷と、乗組員B₂が頸部捻挫とそれぞれ診断された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
その他の事項	船長Aは、ほぼ目視で周囲の状況を確認しており、B船との正確な距離を把握していなかった。 船長Aは、遊漁船業に約40年間従事し、月に20日程度遊漁を行っており、本事故当時の健康状態は良好であった。 A船の乗船者は、本事故当時、全員救命胴衣を着用していた。 乗組員B₁は、衝突の直前にエンジン音が聞こえたので危険を感じ、急いで海中に潜った。 船長Bは、月に15～20日操業しており、本事故当時の健康状態は良好であった。 B船の乗船者は、本事故当時、全員救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、師崎港南方沖を南進中、船長Aが、A船の前路にB船を視認していたものの、B船までまだ距離があると思い、視線を足下に向けたまま前方の見張りを行っていなかったことから、B船に対する避航動作が遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、操縦席の足下にあった釣り用具などが気になったことから、釣り用具などを片付けようと思い、視線を足下に向けたものと考えられる。 船長Aは、ほぼ目視で周囲の状況を確認していたことから、レーダーでB船との正確な距離を把握していなかったものと考えられる。 B船は、師崎港南方沖で船首を南方に向けて漂泊中、船長Bが、船首甲板上で海水をくみ取る作業を行っていた際、南進するA船を認めていたものの、南進する他船はB船の東側を通過しており、A船もB船の東側を通過する針路に見えたので衝突のおそれはないと判断して同作業を継続し、A船の動静に注意を払わなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、船首甲板上で作業に意識を集中していたことから、船尾方から接近するA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、師崎港南方沖において、A船が南進中、B船が船首を南方に向けて漂泊中、船長Aが、A船の前路にB船を視認していたもの

	の、足下にあった釣り用具などが気になり、前方の見張りを行っていなかったため、B船に対する避航動作が遅れ、また、船長Bが、南進するA船を認めていたものの、B船の東側を通過する針路に見えたので、船首甲板上で海水をくみ取る作業を継続し、A船の動静に注意を払わなかったため、接近するA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、航行中、操船以外のことに意識を向け過ぎず、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ レーダーを備えた小型船舶の船長は、目視だけでなくレーダーを有効に活用し、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 漂泊する小型船舶の船長は、接近する他船を認めた場合、継続的に他船の動静に注意を払い、余裕のある時機に注意喚起を行ったり、必要に応じて機関を始動して移動したりするなど衝突を避ける措置を採ること。 ・ 船長は、海上で事故が発生した場合には、事故現場から速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

